

基本方針 4 消費者の自立支援 項目数 2 1

(1) 様々な機会を通じた情報提供の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		1 消費生活に関する様々な情報誌,パンフレット類の発行 生活情報誌やパンフレットを発行し,消費生活に関する様々な情報を市民に提供しているが,対象者の特性に配慮した内容にするなど充実を図る。				別表「市民総合相談課 印刷物」参照 (一般向け) ・「マイシティライフ」年4回(各回 40,000 部発行) ・「京・くらしの安心安全情報」(毎月500部発行) ・多重債務相談啓発パンフレット 10,000 部 (高齢者向け) ・リーフレット「お気をつけておくれやす悪質商法撃退!!」(10,000 部発行 10,000 部増刷 計 20,000 部) *自治会等の回覧向けの追加配布を検討中	文化市民局 市民総合相談課
	○		5 消費生活に関する啓発冊子類の設置協力施設の拡大 消費生活に関する啓発冊子類が,より多くの消費者に渡るよう設置場所の拡大を図る。			○		文化市民局 市民総合相談課

別表 「市民総合相談課 印刷物」

発行実績	
(一般向け)	・「マイシティライフ」年4回(各回 40,000 部発行) ・「京・くらしの安心安全情報」(平成 18 年 10 月から毎月500部発行) ・「市民生活センター電話番号シール(改訂版)」(40,000 枚作成)
(事象別)	・リーフレット「賃貸アパート・マンション退去時のトラブル(改訂版)」(5,000 部増刷) ・パンフレット「多重債務でお困りのあなたへ」(4,000 部増刷)
(高齢者向け)	・リーフレット「悪質商法! 高齢者がねらわれる!!」(10,000 部発行 10,000 部増刷 計 20,000 部) ・パンフレット「悪質商法撃退ハンドブック」(9,000 部増刷)
(若者向け)	・パンフレット「十代・二十代のあなたへ」(4,000 部増刷) ・パンフレット「契約ナビ」(5,000 部増刷) ・中学生向け消費者教育冊子「あなたはだいじょうぶ?(中学生編)」(47,000 部発行, 配布は平成 19 年度)

○		7 関係機関・団体との連携による啓発キャンペーンの実施 京都府、京都府警察、消費者団体等と連携し、啓発キャンペーンを実施し、被害の未然防止を図る。				11月17日に西京区民ふれあいまつりの野外ブースに、市民総合相談課から「悪質商法とその対処法」をテーマとして出展し、西京区生活安全推進協議会と連携して消費者啓発キャンペーンを実施した。	文化市民局 市民総合相談課
○		10 住宅用火災警報器の設置指導の実施 消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、自主防災組織を通じた地域ぐるみの設置指導を実施する。				自主防災組織を通じた地域ぐるみの設置指導回数 409回 466回(9月末現在)	消防局 予防部

(2) 消費者教育・啓発の充実

ア 様々な学習機会の拡充

○		2 電子メール等、情報通信技術を活用した講座の開設 電子メール等を活用し、講座に参加することが困難な人も受けられる講座を企画する。			○		文化市民局 市民総合相談課
○		10 京都府との共催事業の検討 消費者の学習機会の拡充を図るため、京都府との共催による事業の実施を検討する。				実施に向けて検討(府市協議1回実施) (参考)平成19年3月に近畿経済産業局及び京都府と合同で学生向けのマルチ被害に関するセミナーを開催し、消費生活専門相談員による出張相談コーナーを開設した。 (参考)京滋地区大学学生課職員の協議組織の会合において、学生の消費生活上のトラブル防止に向けて、京都府と共に説明会を実施した。	文化市民局 市民総合相談課
○		11 ウェストスリムクラブの実施 食事バランスガイドの学習や運動等を繰り返し体験することにより健康づくりの意識の向上や生活習慣の改善を促し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防を図る。				【新設】 保健所・支所において1コース(7回)で開催している。 8コース(56回)受講者593人(9月末現在)	保健福祉局 健康増進課
○		12 食育推進コンテストの開催 朝食を欠食する市民の割合を減少させ、望ましい食生活の習慣の形成を図ることを目指し、朝ごはんをテーマにしたコンテスト(わくわくこんだてじまん)を実施する。				【新設】 食育コンテスト「わくわくこんだてじまん(朝ごはん)」募集 ビラ4,000部を配布し、24作品の応募があった。審査の結果、市長賞1名、優秀賞4名、入選4名を京(みやこ)・食のフォーラムで表彰した。 「献立レシピ集」冊子を3,000部作成中。	保健福祉局 健康増進課

イ 学校における消費者教育の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				着 実 施 済 （完了）	着 手 中 （推進中）	未 着 手		
	○		5 教職員及びPTA への情報提供の推進 啓発冊子類の学校への配布，総合教育センターでの教員研修に出前講座を行い，PTA 研修についても，機会に応じて，出前講座を行う。			○		文化市民局 市民総合相談課
	○		6 「出前講座」の充実（再掲）				参照 3 - (1) - ア - 5	
	○		9 小学校・中学校・総合養護学校における食育の推進 ・ 日本料理に学ぶ食育カリキュラムの策定・実施 日本料理を通じて食に対する興味関心を高め，五感を働かせて食することの大切さを子どもたちに習得させるよう，さらには伝統文化の継承・発展を目指すため，日本料理アカデミーとの連携し，「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を策定・実施する。				日本料理に学ぶ食育カリキュラムモデル実施校 5校 8校 18校（9月末現在）	教育委員会 学校指導課
	○		11 食育事例集の作成 食育に関するこれまでの実践の中から，優れた指導案を事例集としてまとめ，全校の食育の一層の充実を図る。				「京（みやこ）・食育推進プラン」において，「学校における食育事例集（仮称）」などの食育啓発冊子の作成を盛り込んだ。 （参考）平成 18 年度は「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」実践事例集を作成し，各校に配付した。事例集に掲載する指導案を選定中。	教育委員会 学校指導課 体育健康教育室
	○		17 小・中学生の環境体験学習プログラム 小学生を対象とした，ごみの行方及びリサイクル製品等のパネルや分別種類ごとの資源回収ボックス等を使用した，ごみの分別，リサイクルの体験学習や，小・中学生を対象とした環境をテーマとする絵画コンクールを実施することで，小・中学生が，目に見える形でリデュース，リユース，リサイクルの 3R の意義や目的を意識できるよう，環境教育の充実を目的とした支援事業を行う。				【新設】 モデル校 3 校の児童に対して，プラスチック製容器包装の分別に重点を置いたごみの分別の体験学習とリサイクルの過程，3R の意義などを説明した授業を行ったほか，環境絵画展を実施した。環境絵画展には 357 枚の応募があり，展示，表彰式を 12 月に行う予定である。	環境局 循環企画課

ウ 自主的な学習活動の支援

	○	2 「出前講座」の充実 (再掲)				参照 3 - (1) - ア - 5	
	○	3 市民生活センターにおける消費者団体, 事業者団体の情報提供コーナーの設置 市民生活センター内に消費者団体, 事業者団体の情報提供コーナーを設置し, 活動の紹介や知識の普及等に関する冊子類の閲覧・配布等を行う。 (参考) 社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)による消費者啓発資料常設展示コーナーを設置予定 (年度内)				市民生活センターの啓発冊子類の配架方法や相談窓口等, センターのレイアウト変更を含め, 情報コーナーの設置に向け検討。 ・カウンター等のレイアウト変更を実施(6月) ・変更後の書架配置をベースに, 市民総合相談課, 関係機関・団体等の冊子, パンフレット類を, イベントや相談事業, 市民生活関連等に分類して, 市民に分かりやすい冊子の配置方法を検討中。	文化市民局 市民総合相談課

エ 地域社会等におけるリーダーの育成

	○	1 消費生活モニター制度の運営 (リーダー育成) 新たに, 地域社会等における消費者リーダーの育成の視点から, 消費生活モニターの見直しを行う。 (参考)消費生活モニターの「京:くらしのサポーター」養成講座受講者:8名				モニターの活動内容の検討を行った。 消費生活に関する啓発の中心を担う「京(みやこ)・くらしのサポーター」の養成につなげることをねらいとして, 活動内容に「目配り」, 「気配り」によって地域の見守りを行い, 消費生活相談を紹介する「くらしのみはりたい」活動を加えた。	文化市民局 市民総合相談課
	○	2 地域等で活動する団体等への学習活動の支援 市民生活センターにおいて, 消費者の学習用としてビデオテープ・図書の貸出を行うとともに, 消費者団体の会合や勉強会などの自主的な催しに対し研修室, 会議室の無料貸出を行い, また, 適宜, 講師の紹介やグループの勉強会の企画についてのアドバイスを行っているが, 団体等の学習活動の促進のため, 支援策の一層の充実を図る。 また, 消費生活に関する講座を団体等と共催することにより学習活動の支援を行う。				より利用しやすいものとなるよう, 資料の整理を行うとともに, 講座の共催方法について検討。 消費生活に関する啓発の中心を担う「京(みやこ)・くらしのサポーター」養成講座を本市と京都市消費者団体懇談会との共催事業として実施する。 (全8回 平成19年10月~平成20年3月)	文化市民局 市民総合相談課
	○	3 消費生活に関するリーダー育成事業の検討 市民が消費者トラブルの被害者とならず, 安心・安全な消費生活をおくるために必要な正しい知識と有効な情報の普及を目指し, 各地域において, 市民による普及啓発活動や近隣の高齢者等を見守る活動を促進させるため, その担い手たるリーダーの育成を検討する。				平成19年度実施に向けて検討。 地域での啓発活動を充実させ, 悪質商法被害の未然防止を図るために, 消費生活に関する啓発の中心を担う「京(みやこ)・くらしのサポーター」養成事業を平成19年10月から開始した。(申込数:50人)	文化市民局 市民総合相談課

(3) 消費者の意見の反映

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		5 各種モニターによる消費生活に関する調査の推進 消費生活に関する様々な分野において、必要に応じて、各種モニターによる消費者の意見調査を積極的に行っていく。			○		文化市民局 ほか
	○		6 消費者・事業者・行政等の意見交換会の開催 消費生活施策について本市と意見交換し、また、消費者と事業者が意見交換できるよう、消費者団体、事業者団体との懇談会を定期的に行う等の取組を推進する。				京都市消費生活関係機関等連絡調整合同会議の実施（11月2日開催） 参加団体数：消費者団体8、事業者団体8 *「消費者団体懇談会」「事業者団体懇談会」の合同会議として開催した。 ・京都市消費者団体懇談会を開催（5月30日開催） ・生命保険協会懇談会に出席（10月15日） ・損害保険協会との懇談会を開催（11月19日開催） 京都市食品衛生監視指導計画に基づき、市民及び食品関係事業者に対して各種講習会を実施した。 ・消費者向け講習会 実施回数129回 受講者数1,902人 ・事業者向け講習会 実施回数387回 受講者数10,892人 ・消費者向け講習会 実施回数40回 受講者数1,223人 ・事業者向け講習会 実施回数218回 受講者数6,393人	文化市民局 市民総合相談課
	○		8 消費者意見の事業者への提供の推進 ・事業者団体懇談会等を活用し、消費者の意見を提供する。				・生命保険協会懇談会に出席（10月15日） ・損害保険協会との懇談会を開催（11月19日）	文化市民局 市民総合相談課